

会 議 録

会議の名称	東村山市防災会議
開催日時	平成27年3月27日（金） 10時00分～11時30分
開催場所	市民センター2階 第1～3会議室
出席者 及び欠席者	<p>●出席者：</p> <p>（会長）東村山市長 渡部 尚</p> <p>（委員）東京都北多摩北部建設事務所 所長 東京都多摩小平保健所 所長 東京都多摩環境事務所 管理課長 東村山警察署 警備課長 東村山消防署 消防署長 東村山市消防団 団長 日本郵便(株)東村山郵便局 局長（代理出席） 西武鉄道(株) 東村山駅管区長 東日本電信電話(株)東京事業部東京武蔵野支店 支店長 東京電力(株)立川支社 副支社長（渉外担当） 東京ガス(株)多摩支店 支店長（代理出席） 公益社団法人東村山市医師会 会長 萩山中央自主防災隊 日本社会事業大学 准教授 白梅学園大学 教授 防火女性の会 会長 東村山市議会 議長 東村山市議会 副議長 東村山市 副市長 東村山市 教育長 東村山市役所 経営政策部長 東村山市役所 総務部長 東村山市役所 市民部長 東村山市役所 健康福祉部長 東村山市役所 子ども家庭部長 東村山市役所 資源循環部長 東村山市役所 まちづくり部長（代理出席） 東村山市役所 教育部長 東村山市役所 環境安全部長 （事務局）環境安全部次長、防災安全課</p> <p>●欠席者：</p> <p>（委員）東京都水道局立川給水管理事務所 所長 東日本旅客鉄道(株)八王子支社新秋津駅 駅長 東村山市建設業協会 会長</p>

傍聴の可否	可	傍聴不可の場合はその理由		傍聴者数	0人
会議次第	1 開会 2 会長挨拶 3 議事 東村山市地域防災計画の修正について 4 閉会				
問い合わせ先	環境安全部防災安全課防災係				
会 議 経 過					
<p>1 開会</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 人事異動に伴う新委員の紹介 ○ 会議の公開に関する説明（傍聴人なし） <p>2 会長挨拶（以下議事進行は会長）</p> <p>3 議事</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 東村山市地域防災計画の修正について <p>事務局＞ 東日本大震災の教訓等から、災害対策基本法（以下「災対法」という。）などの関係法令の改正、東京都の地震被害想定の見直し、東京都地域防災計画の修正などを踏まえて、東村山市地域防災計画の修正が必要となった。平成26年度第1回東村山市防災会議で承認された「主な修正課題・方針」に基づき、事務局で東村山市地域防災計画の修正素案を作成した。修正素案については、庁内関係部署及び防災関係機関との事前協議を実施し、その結果を反映した東村山市地域防災計画の修正案を作成した。修正案については、市民に対する意見募集（パブリックコメント）を実施した上で、東京都との事前協議を行った。次に、庁内関係部署及び防災関係機関との事前協議について説明する。庁内関係部署及び防災関係機関からは多くのご意見をいただいたが、本会議ではご意見の一部を説明する。庁内からは、民生委員・児童委員災害対応マニュアルによる民生・児童委員の対応の追加、関係機関からは、医療救護班の編成に関する修正、緊急医療救護所の設置場所等の記載、災害薬事センターの設置場所の修正、東京都地域防災計画に合わせたガス施設の災害対策の修正ほか、数多くのご意見をいただき、可能な限り反映させていただいた。また、パブリックコメントについては、14件の意見があったが、修正案の修正が必要なご意見はなかった。ホームページ上でご意見及び市の回答を掲示しているのでそちらを参照願う。</p>					

最後に、東京都への事前協議について説明する。

東京都から、指定地方行政機関について気象庁以外の機関の追加、高圧ガス・有毒物質等の安全化に係る化学物資関連施設の対策追加、防災教育における都教育委員会が配布した防災教育副読本の活用、災害薬事コーディネーターに関する記載の追加、井戸水の飲料水活用における衛生上の問題、国の避難各国等ガイドラインをふまえた避難基準の追加などが提示され、それぞれ意見どおり修正した。

また、緊急医療救護所の多数設置に関する要望があったが、現段階では東村山市医師会との協議が詰められていないため保留とした。

以上のとおり、1年間で見直しを進め、厳しいスケジュールでの対応となった。防災関係機関ほか委員の皆様には、短い期間で修正素案に対する確認作業及び意見の提出を依頼しご負担をおかけしたが、ご理解・ご協力に対して大変感謝している。

会長＞ 以上、事務局からの東村山市地域防災計画案の修正について説明があったが、計画案に対しご質問・ご意見はあるか？

委員＞ 災害医療体制については、東日本大震災を教訓に変更させていただいた。東日本大震災では、発災直後は災害拠点病院でケガ人への対応が殺到する一方、避難所等へは発災後2～3日目以降での対応となることが分かった。これにより東京都の地域防災計画が見直され、災害医療コーディネーターの助言に基づき災害医療活動が行われる体制となった。医療救護班の編成・派遣については、これまで避難所となる小・中学校への派遣を想定していたが、発災当初は災害拠点病院など大きな病院に傷者が集まってくることから、コーディネーターの助言に基づき状況に応じて医療救護班を編成し派遣する効率的な体制とした。

緊急医療救護所については、災害拠点病院の近接地に設置し、傷者を重症・中等症・軽症に分け（トリアージ）、重症・中等症については病院内で処置し、軽症者については病院へは入れず緊急医療救護所で処置を行うようなスペースとなる。東京都の意見にあった複数の緊急医療救護所設置に関しては、市医師会としても3カ所ぐらいに増やせないかと最適な体制を検討中である。

委員＞ 東京都では災害時における保健所活動マニュアルの大規模な改定を予定している。災害医療コーディネーターを中心とした災害医療活動体制における役割分担・情報連絡体制などが課題となっている。

公立昭和病院において西東京市をモデルとした図上訓練を実施したところであるが、重症患者を想定した訓練であった。しかし、軽症者や在宅避難者への対応については、今後の課題として残っている。高齢福祉分野の地域包括ケアへの影響も考えられ、保健所としても連携し具体的な対策を進めていきたい。

委員＞ 東京ガスでは自治体により防災計画における対策の整合性が図れていなかったため、東京都地域防災計画を基本に、各自治体での特色を残しながらも対策の統一を図っている。

委員＞ これまで検討・研究により避難所運営においては、食料備蓄よりもトイレ対策が重要であると感じており、これらの強化対策について準備を進めている。東村山市ではマンホールトイレが3カ所しかない。各避難所においてもマンホールトイレが最低3つ必要と考えている。最近の新聞では

ある自治体ではコンビニエンスストアにAEDの設置を進めているとのことで、救命講習の普及員の資格を持つ身として非常に関心を持っている。市役所として何かバックアップいただける情報があれば教えていただきたい。

事務局＞ 当市では東京都が平成24年4月に出した被害想定に基づき、備蓄食料を5カ年計画で倍増しようとしているところ。災害時のトイレ対策の強化については、防災対策の中でも非常に重要であると認識しているが、実際に対策を進めていくには備蓄食料の計画が落ち着いてからを想定している。マンホールトイレについては、近隣の小平市、清瀬市が避難所となる学校への設置を進めているところであり、当市としても各施設の関係所管部署と協議を進めて、速やかに対策を進めたいと考えている。

委員＞ 男女共同参画については、誰が、どこに、どのように、どの割合で参加するのかが具体的に記載はないが、ボランティアの活動など、分かりやすい記載が望まれる。

委員＞ 共助の部分で日常の支えが非日常の支えになっていることが重要。公助の部分である行政は日常の組織的活動については問題ないが、災害など非日常の時には機能しなくなる。そこで、有効に動員されるのは地域住民やボランティアなどの活動となる。他の福祉政策との連携が必要。

地域防災計画に限られた話ではないが、今回の地域防災計画のパブリックコメントでも意見が少なく、住民参加が有効に働いていないと考えられ、周知徹底などを検討する必要がある。また、地域防災計画の決定がどのように行われたかも、市民に広く周知徹底し、訓練を含め地域防災計画の検証も行っていく必要がある。計画を評価し、計画の修正を行っていくことで、有効性が高まるものと考えられる。そのような作業が重要である。

会長＞ いくつか課題を示していただきましたが、事務局が説明した東村山市地域防災計画の修正案に特にご意見がなければ、修正案どおり決定となりますがいかがか。

<異議・反対意見>

なし

会長＞ それでは、修正案どおり地域防災計画の見直しを決定する。いただいた検討課題については、地域防災計画が実行性のあるものとなるよう市として鋭意検討を進めていく。

4 閉会